

## 第5回滋賀県公立大学法人評価委員会開催結果（概要）

日 時 平成19年2月2日（金）14:00~15:00  
場 所 滋賀県庁本館3階特別会議室

【出席委員】 川本委員長、宮崎委員、森委員、八幡委員

【欠席委員】 郷委員

【事務局】 近藤部長、瀬古次長、深井課長、西澤補佐、森副主幹、野村主査

【県立大学】 曾我理事長（学長）、馬場副理事長、三木理事長補佐、細野統括

【議 題】

### 1 評価の基本的な考え方（修正案）について（資料1,2,3,4,5に基づき西澤補佐より説明）

とくに議論もなく、修正案のとおり、平成19年2月2日付けで「滋賀県公立大学法人評価の基本方針」および「滋賀県公立大学法人事業年度評価に関する実施要領」を決定。

### 2 利益処分の承認の考え方（案）について（資料6に基づき西澤補佐より説明）

（八幡委員）運営費であまれば全部目的積み立てにしていいのか。

（事務局）年度計画のやるべきことをやったうえであれば。

（八幡委員）大学運営は抽象的になり、やったやらないというのは難しい。

（事務局）中身によっては、ぜんぜんやってないものはできない。

（八幡委員）運営費交付金は、どういう出し方をしているのか。

（事務局）交付金は、法上は一本だが、実質的には経費積算で事業計画を積み上げて判断している。

（八幡委員）積立金は、6年間のうちに変動があり、必ずしも返せないのではないのか。

（事務局）6年たったら返してもらう必要がある。

（八幡委員）欠損がでた場合、積立金を取り崩すのか。

（事務局）積立金を取り崩すことになる。

（川本委員長）公金ですから厳格な大学運営が必要。認める認めないはその都度考える。

### 3 年度評価スケジュールについて（資料7に基づき西澤補佐より説明）

（八幡委員）監事がいるのだから、評価委員会との打ち合わせがいるのではないのか。

（事務局）先行府県の事例を確認することとしたい。

